

第二次逗子市環境基本計画 「行動等指針」

(新逗子市ローカルアジェンダ 21)

【2019～2022】

逗子市

目次

○逗子市環境基本計画 行動等指針とは	1
○逗子市環境基本計画 行動等指針の位置付け	2
○行動等指針の構成	4
○行動等指針の推進	5
○分野ごとの行動等指針	5
I. 自然を大切にすまち	5
(1. 緑 2. 水辺(河川・海) 3. 動植物(生物多様性))	
II. 廃棄物による環境負荷の少ないまち	11
(1. 発生・排出抑制～リデュース、リユース～ 2. 資源の再生利用～リサイクル～ 3. 適正処理)	
III. 温室効果ガス排出の少ないまち	17
(1. 省エネルギーの推進 2. 再生可能エネルギーの利用促進)	
IV. 暮らしと景観に配慮したまち	21
(1. 良好な景観 2. 暮らしのための基盤整備 3. 生活環境の諸問題)	
○推進体制	25
○基幹計画事業としての位置付け及び事業ごとの計画表	
	26

○逗子市環境基本計画 行動等指針とは

1999年（平成11年）の「（第一次）逗子市環境基本計画」策定以後、市民、事業者、市の3者による環境政策の推進を図るため、3者が行動すべき指針（＝行動等指針）を作成し、その達成状況のチェック、見直しを行ってきました。

2015年（平成27年）3月に改定した「第二次逗子市環境基本計画」においても、計画に位置付けられた施策を具体的に推進していくためには、「（第一次）逗子市環境基本計画」と同様に、市民、事業者、市それぞれが主体となり、また、協働しながら行動していかなければなりません。この考えを引き継ぎ、重点的に取り組む各課題をできるだけ分かりやすく「目標」と「行動」に区分けして抜き出して、「行動等指針」を策定することにしました。

この「行動等指針」は「第二次逗子市環境基本計画」の第四章「施策の体系と具体的な取り組み」での、おおむね8年間の事業計画に対して、特に重点的に取り組むべき「行動」を記載するものです。

この「行動」を市民、事業者、市の3者で協力、積み重ねていくことによって「逗子市環境基本計画」がはじめて達成されることとなります。

なお、2016年度（平成28年度）から2018年度（平成30年度）の取組状況を踏まえて2019年度（平成31年度）から2022年度（平成34年度）までの4年間の「目標」に対する「行動」について、財政対策プログラムによる事業の休止や縮小の状況等を追記し、必要に応じて当初予定していた「行動」の見直しを行いました。

※改元以降の期日を「平成」で表記していますが、改元後は新元号に読み換えていただくようお願いします。

○逗子市環境基本計画 行動等指針の位置付け

市は、2015年（平成27年）に、逗子市の将来像を描き、あわせてこれからの新しい時代に対応する総合的、計画的な行政運営の指針を示し、市民との協働によるまちづくりの推進を図っていくため、新たな逗子市総合計画を策定しました。

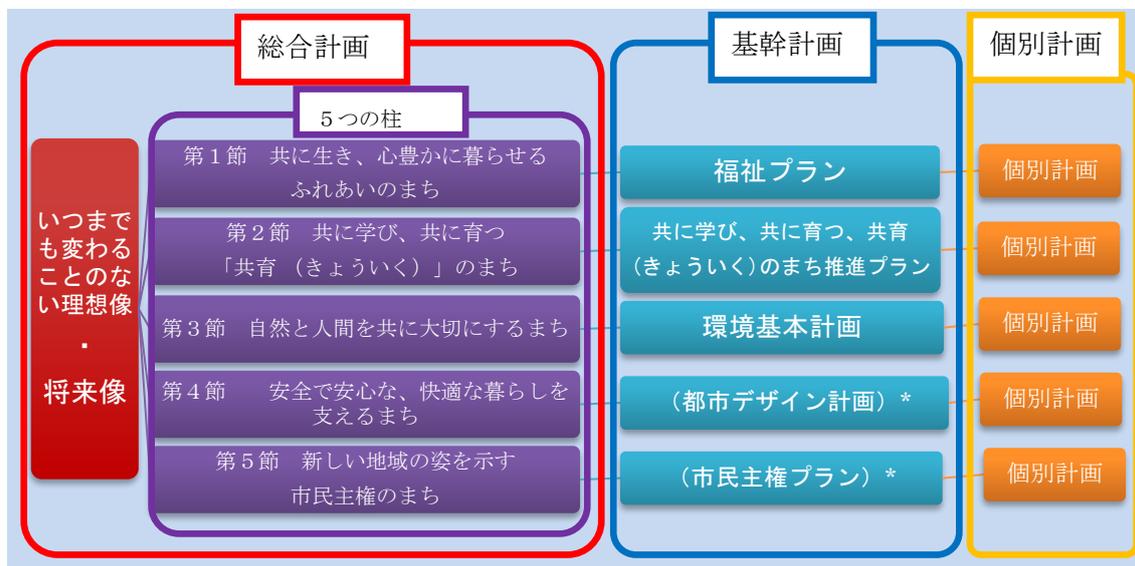
この総合計画では、いつまでも変わることのない理想像（「青い海と みどり豊かな 平和都市」）と将来像（「自然に生かされ、自然を生かすまち」「コミュニティに支えられ、コミュニティを支えるまち」）の実現に向け、「5本の柱」とそれぞれを分類した「取り組みの方向」を定めました。

< 5本の柱と取り組みの方向（逗子市総合計画抜粋） >



これによって、市の計画体系を、総合計画を最上位に、総合計画に定める5つの柱ごとに基幹計画を定め、そして個別の施策分野を定める個別計画の三層構造に整理しました。

<総合計画を頂点とする三層構造>

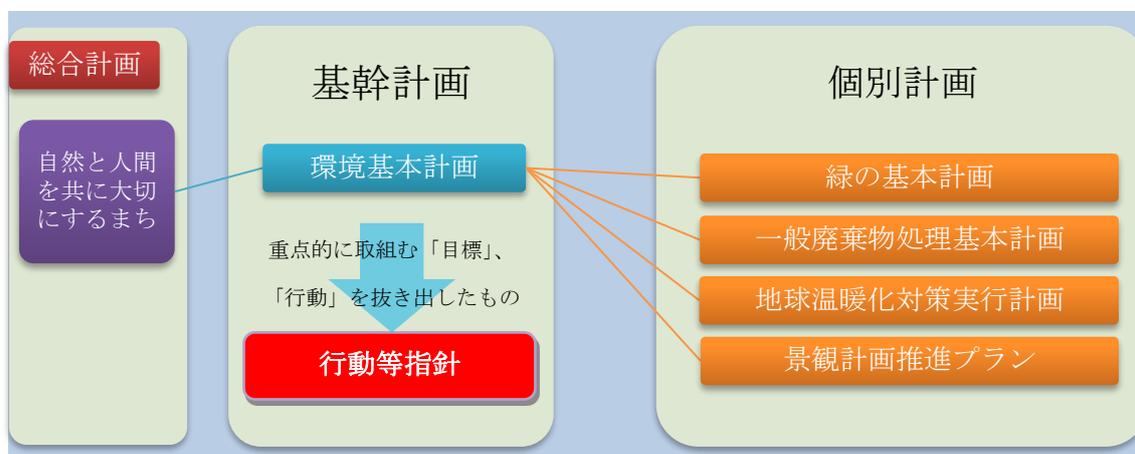


* : 2019年（平成31年）3月時点では未策定

2015年（平成27年）3月には、「自然と人間を共に大切にするまち」の政策分野を担う基幹計画である「環境基本計画」を改定し、「第二次逗子市環境基本計画」を策定しました。

この「第二次逗子市環境基本計画」を市民、事業者、市それぞれが主体となり、または協働しながら行動していかなければならないという考えを引き継ぎ、また、各課題において重点的に取り組むものをできるだけ分かりやすく「目標」と「行動」として抜き出して策定したものが、この「行動等指針」になります。

<行動等指針の位置付け>



○行動等指針の構成

逗子市環境基本計画では、「自然と人間をともに大切にするまち」が基本的な考え方とされており、「自然を大切にするまち」「廃棄物による環境負荷の少ないまち」「温室効果ガス排出の少ないまち」「暮らしと景観に配慮したまち」の4つの課題を主に進め、『だれもが安全に安心して暮らす、地球に優しい持続可能な循環型都市・逗子市』の実現を目指しています。この「行動等指針」も、この4つの分野に焦点を合わせて構成しています。

逗子市環境基本計画

- 第一章 計画策定の趣旨
- 第二章 政策の基本方針
- 第三章 施策の方向
- 第四章 施策の体系と具体的な取り組み*
 - I 自然を大切にするまち
 - II 廃棄物による環境負荷の少ないまち
 - III 温室効果ガス排出の少ないまち
 - IV 暮らしと景観に配慮したまち
- *：計画改定から概ね8年間の事業計画
- 第五章 推進体制

行動等指針

4年間で特に重点的に取り組むべきことについて記載する。

次の分野ごとに、市民、事業者、市が具体的に取り組む項目を記載する。

【4つの分野＝環境基本計画の分野】

- I 自然を大切にするまち
 - 1. 緑
 - 2. 水辺（河川・海）
 - 3. 動植物（生物多様性）
- II 廃棄物による環境負荷の少ないまち
 - 1. 発生・排出抑制
～リデュース、リユース～
 - 2. 資源の再生利用～リサイクル～
 - 3. 適正処理
- III 温室効果ガス排出の少ないまち
 - 1. 省エネルギーの推進
 - 2. 再生可能エネルギーの利用促進
- IV 暮らしと景観に配慮したまち
 - 1. 良好な景観
 - 2. 暮らしのための基盤整備
 - 3. 生活環境の諸問題



○行動等指針の推進

本指針は、逗子市環境基本計画で示された、「施策の方向」、「施策の体系と具体的な取り組み」に基づき、2022年度（平成34年度）までに、取り組むべき具体的な内容を示すものであり、市民、事業者、市が各々、または協働によって、現状把握に努め、実践していくことが、求められます。

2017年度（平成29年度）より財政対策を実施しており、事業の進捗に影響があると考えられるものもありますが、厳しい財政状況を踏まえ、効率的・効果的な活動を重点的に進めるための検討をします。また、市民・事業者との連携や、補助財源の確保などを検討し、計画の実行に努めます。

（P.26以降計画表参照。『平成31年度以降の財政対策プログラム事務事業実施方針』（2018年（平成30年）10月）に基づく財政対策の結果について計画表の欄外に記載。ただし、財政状況により事業実施方針変更の可能性あり）

○分野ごとの行動等指針

環境基本計画を推進していくため、市民、事業者、市、それぞれの具体的な「行動」を、分野ごとに記載します。

I. 自然を大切にすまち

<第二次逗子市環境基本計画における基本方針>

（第二次逗子市環境基本計画 10ページから抜粋）

わたしたちは、自然と人の共生するまちづくりを進めていきます。

市街地の三方を囲む丘陵と一方に開けた海、市の中心を流れる川や、各地に点在する緑地は、首都圏に残された貴重な財産です。

これらの貴重な自然を保全し、次世代に引き継ぐことは、健康で快適な生活環境を確保していく上で重要・不可欠であり、わたしたちの責務でもあります。

本市の山、川、海、そしてまちなかの名所を回廊としてつなぎ、市民が様々な生き物等と接する中で、学び、安らぎ、遊び、憩うことができる環境づくりを進めます。

また、市街地においても、公園、緑地を適切に管理し、潤いや安らぎのある環境を創造するとともに、市街地内の緑地の保全や住宅地の緑化を推進するなど、「逗子市緑の基本計画」に基づき、本市の地域特性を最大限に発揮できるよう、各種施策に取り組んでいきます。

1. 緑

【目標】 <逗子市環境基本計画に定める 2022 年度（平成 34 年度）の目標>

～緑地の保全～

- 市全域の緑被率約 60 パーセントを維持する。（緑政課・緑化推進事業）
- 特別緑地保全地区を 3 地区指定する。（緑政課・特別緑地保全地区指定事業*）
- 名越切通周辺の歴史的風土保存区域内の枢要な部分が、歴史的風土特別保存地区に指定されている。（緑政課・歴史的風土保存地区指定事業）

～公園の整備・維持管理～

- 池子の森自然公園を、生物多様性等に配慮しつつ、防災対策拠点的な性格を有する公園として整備する。（緑政課・池子の森自然公園整備事業*）
- 市民 1 人あたり都市公園面積が 10 m²（平方メートル）になる。（緑政課・都市公園整備事業）
- 公園において里親契約を結んでいる箇所数の割合が 50%以上になっている。（緑政課・公園・緑地アダプト推進事業）

*は逗子市総合計画に定めるリーディング事業です。

市民・事業者・市の行動

◎市民の行動

- 市と協力して、みどりの体験イベントや自然観察会を企画・実践するとともに、参加します。
- 名越緑地などにおいて貴重な谷戸の自然を保全しつつ、自然を体験するイベントを行い、これに参加します。
- 地域の緑地・公園での、下草刈りなどの体験イベントを行い、これに参加します。
- 自然体験の場づくりのための用地確保に協力します。
- 市の助成制度を活用し、住宅の緑化を進めます。

◎事業者の行動

- 商店街や駅前などに花や緑を植えます。
- 事業所などでの市の緑地保全啓発事業に協力します。
- 街路樹の促進に協力します。

◎市の行動

- 市街地を取り囲む緑豊かな樹林地を将来にわたり保全するため、樹林地を特別緑地保全地区に指定します。
- 池子の森自然公園を安全で快適な都市公園として、その整備を図ります。
- 三浦半島国営公園設置に向けて「三浦半島国営公園設置促進期成同盟会」として、県や近隣市町と連携して国営公園整備の促進を国・県に働きかけていきます。
- 歴史的風土特別保存地区の指定に向け、関係機関との調整を進めます。
- 公園、緑地の維持管理を市民等と協働する里親制度を促進するとともに、市民が緑地等に愛着を持てるよう自然観察活動等を支援し、意識啓発を図ります。
- 市民と協力して自然観察会等を実施します。

2. 水辺（河川・海）

【目標】 <逗子市環境基本計画に定める 2022 年度（平成 34 年度）の目標>

～海岸の維持管理～

- アダプトプログラムによる海岸一斉清掃の参加者が年 1,800 人になっている。（経済観光課・逗子海岸保全活用事業*）
- 現在の砂浜面積を維持するため、毎年 500m³以上の養浜対策を実施要請していく。（経済観光課・逗子海岸保全活用事業*）

～河川の維持管理～

- 河川の親水施設を 4 箇所整備する。（都市整備課・河川維持管理事業）
- アダプトプログラムによる河川管理の箇所数が 4 か所を維持している。（都市整備課・河川維持管理事業）

～公共下水道の維持管理～

- 水洗化率が 98%になっている。（下水道課・水洗化普及事業）

*は逗子市総合計画に定めるリーディング事業です。

市民・事業者・市の行動

◎市民・事業者の行動

- 市と協働して、川や海などでの体験イベントや観察会を企画・実践し、かつ、積極的に参加します。
- 川や海岸などの水辺にごみを捨てないようにします。
- 市民が主体となって行う水辺の清掃活動などのイベントに参加します。
- ポケットパークの整備のために、川沿いなどの用地確保に協力します。

◎市の行動

- だれもが楽しめるファミリービーチとしての逗子海岸を次世代に引き渡していくため、関係機関や市民と協力して、美化活動や適切な海岸利用に取り組みます。
- 周辺緑化や生態系の再生を意識した河川の整備・管理手法を推進し、多様な命を育む川とするとともに、遊歩道の舗装やベンチの設置等を通じて親水性を向上させ、子どもたちが遊べるような市民の憩い、学びの場として整備します。
- 市民と協力して自然観察会等を実施します。

3. 動植物（生物多様性）

【目標】 <逗子市環境基本計画に定める 2022 年度（平成 34 年度）の目標>

～様々な生態系の体験～

- 「自然の回廊プロジェクト」において、道標や説明板の設置済みコースが 100 パーセントになっている。（経済観光課・自然の回廊プロジェクト推進事業*）

～環境学習～

- 市民団体による自然体験学習の参加者が年に約 200 人になる。（環境都市課・環境パートナーシップ推進事業）
- 市民団体等により実施する出前授業が各学校にて行われる。（環境都市課・環境パートナーシップ推進事業）

*は逗子市総合計画に定めるリーディング事業です。

市民・事業者・市の行動

◎市民・事業者の行動

- 市と協力して、緑地での下草刈りや、川や海などでの体験イベントや観察会を企画・実践するとともに、市民はこれに参加します。
- 野生動植物の生育・生息場所（ビオトープ）の保全に協力します。
- 生活関連工事や急傾斜地崩壊対策事業等での工事は、自然生態系等に配慮した環境にやさしい工法の研究、提案、導入を推進します。
- 自然の回廊プロジェクトを推進します。

◎市の行動

- 山と川と海と自然サイクルを取り戻すとともに、市民と逗子を訪れる人たちが、山と川と海で楽しく遊び、学べるようにするため、市街地を取り囲む山、川、海を、それぞれの特徴を生かしながらつなぎ、自然の回廊として環境の整備を図ります。
- 「自然の回廊プロジェクト」を推進する市民団体の設立を支援し、その会員の育成と増加のためのPR、シンポジウム等を行います。
- 「ずしし環境会議」等と協力して、自然観察会等を開催し、また、市内の学校、幼稚園、保育園等の関係機関との連携を深め、動植物とふれあう地域教育を推進します。

Ⅱ. 廃棄物による環境負荷の少ないまち

< 第二次逗子市環境基本計画における基本方針 >

(第二次逗子市環境基本計画 10 ページから抜粋)

わたしたちは、ごみを排出しない「ゼロ・ウェイスト社会」の実現を目指し、ごみの資源化を推進することで天然資源の消費を抑制し、廃棄物による環境への負荷ができる限り低減されるまちづくりを進めていきます。

リサイクルよりも優先して取り組むべきリデュース、リユースの一層の推進を図るため、市民や事業者の自主的なごみの発生・排出抑制の取り組みを促進する施策や啓発活動を推進します。

また、廃棄物を貴重な資源として一層有効活用し、資源生産性を高めつつ、環境保全と安全・安心に配慮した適正なごみ処理の推進に努めます。

< 7 R の推進 >

ごみ問題の最終目標はゼロ・ウェイスト社会の実現であり、その達成のために次の 7 R を実践します。

1	不必要なものは断る	Refuse [リフューズ(断る)]
2	買う量・使う量を減らし、必要最小限のものしか買わない	Reduce [リデュース(減らす)]
3	繰り返し使う	Reuse [リユース(再使用)]
4	他のものに作り替える。仕立て直しする	Reform [リフォーム(形を変える)]
5	修理する。修繕する	Repair [リペア(直す)]
6	一時的に借り入れて使用する	Rental [レンタル(借りる)]
7	原料に戻して、資源として再利用する	Recycle [リサイクル(再生利用)]

1. 発生・排出抑制～リデュース、リユース～

【目標】 <逗子市環境基本計画に定める 2022 年度（平成 34 年度）の目標>

～発生・排出抑制～

○市民一人ひとりのごみ排出量が 1 日当たり 700 グラム以下になっている。（資源循環課・生ごみ減量化・資源化事業*）

○生ごみ処理容器の年間助成台数が 500 台になっている。（資源循環課・生ごみ減量化・資源化事業*）

*は逗子市総合計画に定めるリーディング事業です。

市民・事業者・市の行動

◎市民の行動

- 必要な食品を適量購入し、生ごみは生ごみ処理容器等で資源化し、それができない人は捨てる前にしっかり水切りして生ごみの減量化に努めます。
- なるべくリターナブル容器商品を購入し、缶やびん、容器包装プラスチックの減量化に努めます。
- 市民まつり、地域のイベントなどではリユース食器を利用し、使い捨て容器の利用をしないよう努めます。なお、リユース食器の利用に際しては衛生面に配慮します。
- 商品の過剰包装やレジ袋を断り、常に買い物袋（マイバッグ、エコバッグ）を持参します。
- エコ広場等を利用し、リユースに努めます。
- ごみ問題に関する学習会やワークショップ、地域のボランティア活動などに積極的に参加し、地球環境保全意識の向上を図り、子どもたちへの教育の模範を示します。

◎事業者の行動

- 生ごみの減量につながるような販売を行い、消費者に協力を呼びかけます。
- リターナブルびんを使った商品の製造販売など、あき缶・あきびんの減量化に努めます。
- 環境負荷の少ない製品を製造、販売します。
- 買い物袋持参、量り売りや裸売り(無包装)を促進し、レジ袋やプラスチックトレーの使用を控える等、容器包装プラスチックごみの減量化に向けた取り組みに努めます。
- 市民まつり、地域のイベントなどではリユース食器を利用し、使い捨て容器の利用をしないよう努めます。なお、リユース食器の利用に際しては衛生面に配慮します。
- 事業系ごみは、事業者責任による処理原則を順守し、ごみの減量化、資源化の施策に協力します。
- 修理して使えるものは、壊れてもすぐに捨てずに、修理して使用するよう促し、また修理の技術を高めるよう努めます。

◎市の行動

- 「逗子市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、次の各種施策を進めます
 - ・市民や、事業者との協働によるごみの発生・排出抑制の取り組みを促進します。
 - ・廃棄物減量等推進員や自治会・町内会の資源化や減量化に関わる方々による、地域力でのごみ減量化・資源化を促進します。
 - ・市民まつり、地域のイベントなどではリユース食器を利用し、使い捨て容器の利用をしないよう努めます。なお、リユース食器の利用に際しては衛生面に配慮します。
 - ・包装ごみを減らすため、資源物の回収に、回収箱の導入を検討します。
 - ・環境教育における施策を関係機関との連携を密にして取り組み、環境意識の向上に努めます。
- 施策や事業の周知を目的に、物品を配布する際には、その効果を検証するとともに、当該物品が短期間で廃棄され、環境負荷を高めることのないようにします。

2. 資源の再生利用～リサイクル～

【目標】 <逗子市環境基本計画に定める 2022 年度（平成 34 年度）の目標>

～生ごみの資源化～

○生ごみ処理容器の年間助成台数が 500 台になっている。（資源循環課・生ごみ減量化・資源化事業*）

～その他の廃棄物の資源化～

○ごみの資源化率が 60 パーセント以上になっている。（資源循環課・生ごみ減量化・資源化事業、一般廃棄物処理施設整備事業*）

○燃やすごみに混入される紙ごみの割合が 10 パーセント以下になっている。（資源循環課・生ごみ減量化・資源化事業*）

○地域の 5 箇所すべて、まだ使用できる不用品（資源物）の回収等が行われている。（資源循環課・資源再利用推進事業）

*は逗子市総合計画に定めるリーディング事業です。

市民・事業者・市の行動

◎市民の行動

- 生ごみは、様々な家庭用生ごみ処理容器（バクテリア de キューロ、コンポスター、EM処理容器など）による自家処理を行い、ごみの資源化に努めます。
- 分別排出を徹底し、紙類、布類、あき缶、あきびん、草・葉・植木ごみ、その他のごみの資源化に努めます。
- 容器包装プラスチックの適正な分別排出を徹底し、資源化に努めます。
- トイレットペーパーや、その他の紙製品には、古紙含有率の高い再生品を使うなど、リサイクル製品の利用に努めます。
- エコ広場や拠点回収の場を積極的に利用します。

◎事業者の行動

- 分別排出がしやすい状況づくりに尽力し、紙類、布類、あき缶、あきびん、草・葉・植木ごみ、その他のごみの資源化に努めます。
- 食品トレイの回収ボックス設置など、容器包装プラスチックの適正な分別排出を徹底し、資源化に努めます。
- ごみの資源化などに関する地域や学校での活動に協力します。
- 食品リサイクル法の理念に基づき、食品廃棄物の排出抑制やリサイクルを実践します。
- プラスチック製品の海洋投棄等による海洋汚染が大きな問題になっているため、プラスチック製品の回収により資源化に努めます。

◎市の行動

- 「逗子市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、次の各種施策を進めます
 - ・市民団体や事業者と連携して、家庭用生ごみ処理容器などによる生ごみの自家処理の普及拡大・継続使用を推進します。
 - ・最終処分する不燃残さを削減するため、分別収集品目の拡充、資源化品目の拡大、資源化効率の向上を図ります。
 - ・資源物の分別意識の向上と、分別排出の徹底を図ります。
 - ・市民との協働により、資源ごみの分別徹底の啓発を進めます。
 - ・公共施設、公共事業から発生する資源ごみの分別徹底を図ります。
 - ・家庭用生ごみ処理容器などの普及による生ごみの排出抑制及び家庭ごみ処理の有料化の導入によるごみの減量効果等を見極めたうえで、生ごみの分別収集と適正規模の処理施設を検討し整備します。
 - ・生ごみの焼却処理によらない効率かつ適正な処理システムの実現に向けて検討を進めます。

3. 適正処理

【目標】 < 逗子市環境基本計画に定める 2022 年度（平成 34 年度）の目標 >

～適正処理～

- 一般廃棄物処理施設再整備が完了している。（資源循環課・一般廃棄物処理施設整備事業*）

*は逗子市総合計画に定めるリーディング事業です。

市民・事業者・市の行動

◎市民・事業者の行動

- 化学物質の成分表示など消費者への情報を明確にします。
- 塩化ビニール等ハロゲン系の製品、包装は可能な限り使用しないようにします。
- 製造、販売などにより発生するごみの適正処理に努めます。

◎市の行動

- 「逗子市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、次の各種施策を進めます。
 - ・環境クリーンセンターを適正に稼働し、ダイオキシン等の有害物について、関係法令による基準を下回るよう測定監視を続け、適切に情報を公開します。
 - ・環境クリーンセンターの各処理施設について、計画的な修繕および更新を実施し、適正な稼働を維持します。

Ⅲ. 温室効果ガス排出の少ないまち

＜第二次逗子市環境基本計画における基本方針＞

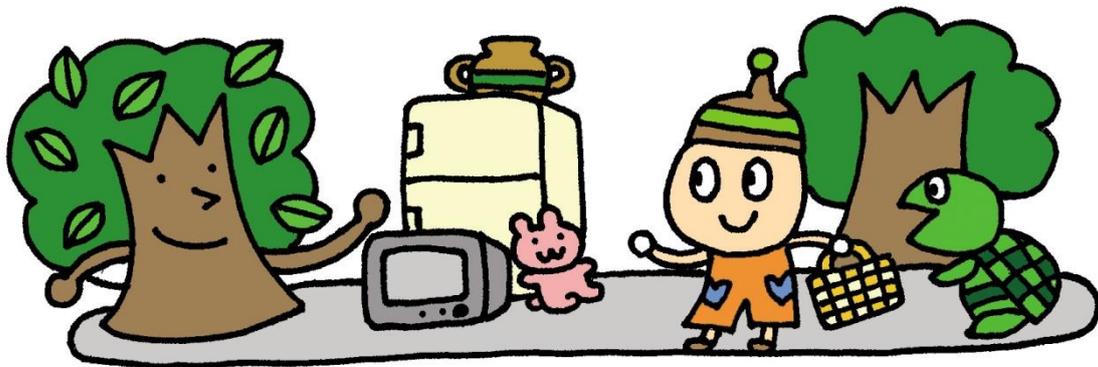
(第二次逗子市環境基本計画 11 ページから抜粋)

わたしたちは、持続可能な社会をめざすため、地球温暖化をはじめとする地球規模の環境問題に取り組み、温室効果ガスの発生を抑制し、低炭素のまちづくりを進めていきます。

地球温暖化の問題は逗子市だけでなく、日本全土、地球規模で取り組む課題ですが、その原因の一つである二酸化炭素を主なものとする温室効果ガスは、わたしたち一人ひとりの日常生活においても発生しています。

そのため、わたしたち一人ひとりのライフスタイルを見直し、過度な自動車利用を控えること、冷暖房温度を適切に設定するなど、身近なことから温室効果ガスの削減を実践していくことが重要です。

また、温室効果ガスの発生量の多い化石燃料から、地球環境への負荷が少ない再生可能エネルギーへの転換も重要であることから、再生可能エネルギー転換への啓発活動を推進し、利用の普及促進に努めていきます。



1. 省エネルギーの推進

【目標】 <逗子市環境基本計画に定める 2022 年度（平成 34 年度）の目標>

～省エネルギーの推進～

- 市関連施設について、平成 25 年度を基準年度とし、平成 33 年度までに「第二次逗子市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」の温室効果ガス排出量削減目標を達成する。（環境都市課・温室効果ガス削減事業*）
- 市全体について、温室効果ガス排出量の削減目標の検討に取り組む。（環境都市課・温室効果ガス削減事業*）

*は逗子市総合計画に定めるリーディング事業です。

市民・事業者・市の行動

◎市民の行動

- 冷暖房の温度設定（夏 28℃・冬 20℃）や、照明やテレビ等の不要な電源を切る、風呂は給湯時間を考慮する等の省エネルギー行動の習慣をつけます。その他の省エネ行動例としては、次のとおりです。

【夏の省エネ】

自然の風で換気し、扇風機を活用。

日除けとして、すだれ、ブラインド、ゴーヤ等緑のカーテンを活用。

服装はクールビズで過ごす。

【冬の省エネ】

太陽光の採光・すきま風対策・保温効果のある断熱敷物の使用。

身体に負担感のない衣服を 1 枚追加着用。

衣服は首回り手足首を配慮する。

- 住宅やビルのリフォーム、新築時には、省エネ性能の向上に努めます。また、「ゼロエネルギー住宅」（家庭内で消費するエネルギーから、自宅で生み出すエネルギーを差し引くと実質ゼロとなる住宅）の普及促進に努めます。
- 家電製品購入時には省エネタイプ・待機電力の少ない製品を選びます。
- 毎月の電気とガス料金票は保管し、前年同月対比料金・使用量をチェックする習慣をつけます。
- 地球温暖化防止活動の講演会・展示会・出前授業等に積極的に参画し、学んだことを実践します。

◎事業者の行動

- 冷暖房の温度設定（夏28℃・冬20℃）や、不要な電源を切る等の省エネルギー行動を実践します。
- 住宅やビルのリフォーム、新築時には、省エネ性能の向上に努めます。また、「ゼロエネルギー住宅」（家庭内で消費するエネルギーから、自宅で生み出すエネルギーを差し引くと実質ゼロとなる住宅）の普及促進に努めます。
- 電化製品購入時には省エネタイプ・待機電力の少ない製品を選びます。
- 毎月の電気とガス料金票は保管し、前年同月対比料金・使用量をチェックする習慣をつけます。
- 地球温暖化防止活動の講演会・展示会・出前授業等に積極的に参画し、学んだことを実践します。
- 省エネルギー型設備等の啓発に取り組みます。

◎市の行動

- 「第二次逗子市地球温暖化対策実行計画」の目標達成に向けて、逗子市環境マネジメントシステム等を活用し、温室効果ガス排出量の削減に取り組みます。特に、一般廃棄物の焼却、及び下水処理等について省エネルギー型設備等の導入を検討します。
- 市民、事業者による省エネルギー型設備等の導入に向けた意識啓発や支援に取り組みます。
- 市民・事業者との協働により、環境に配慮したライフスタイルに移行するきっかけとなる施策を展開し、温室効果ガス排出量削減に向けた取り組みを促進するための意識啓発を実施します。
- 「歩行者と自転車を優先するまち」ワークショップ等、市民との協働による意識啓発に取り組みます。
- 市民と協力して、出前授業の体制を整備します。
- 公共施設への自動販売機設置を抑制します。
- 市内の温室効果ガス排出量やエネルギー消費量の把握に努めます。

2. 再生可能エネルギーの利用促進

【目標】 <逗子市環境基本計画に定める 2022 年度（平成 34 年度）の目標>

～再生可能エネルギーの利用促進～

- 新たなスマートエネルギー設備等導入支援の補助金制度の利用件数が目標件数を達成している。（環境都市課・スマートエネルギー普及促進事業*）
- 市全体について、温室効果ガス排出量の削減目標の検討に取り組む。（環境都市課・温室効果ガス削減事業*）

*は逗子市総合計画に定めるリーディング事業です。

市民・事業者・市の行動

◎市民・事業者の行動

- 小・中学校への出前授業などの環境教育に協力し、再生可能エネルギーの啓発を図ります。また、再生可能エネルギーに関する講習会・体験会に積極的に参加します。
- 住宅やビルのリフォーム、新築時には、創エネ、蓄エネの導入に努めます。また、「ゼロエネルギー住宅」の普及促進に努めます。
- 逗子市での再生可能エネルギー設備の設置に向けた調査、検討をします。
- 再生可能エネルギーの利用を拡大し、逗子市の将来像を考慮した地産地消エネルギーの「スマートコミュニティ」構築を目指します。
- 積極的に電力小売り自由化の制度を利用して、再生可能エネルギーへの転換に努めます。

◎市の行動

- 市民、事業者によるスマートエネルギー設備等の導入に向けた意識啓発や支援に取り組めます。また、開発を伴う再生可能エネルギー等の発電設備の導入には、環境に配慮するよう指導します。
- 公共施設における再生可能エネルギー活用を導入するべく努力します。
- 市民共同発電所推進に向けた検討を行う等、市民とともにスマートコミュニティの構築に取り組めます。
- 電力小売り自由化の制度を契機とし、再生可能エネルギーへの転換に関する最新の情報提供に努めます。

IV. 暮らしと景観に配慮したまち

＜第二次逗子市環境基本計画における基本方針＞

(第二次逗子市環境基本計画 11 ページから抜粋)

わたしたちは、良好な生活空間、景観を次世代に引き継いでいくため、安全で潤いのあるまちづくりを進めていきます。

大規模な工場等がない本市では、きれいな水と空気に恵まれた良好な生活環境の維持はもちろんのこと、高齢化が進む中、狭い道路における安全性の確保や、段差の解消などにより、より一層人に優しい都市環境の整備は、本市の重要な課題です。

また、かつては人々に別荘地、保養地として親しまれ、その後住宅地として発展してきた本市において、現在も残るみどり豊かな低層の家並みと路地がめぐる景観の美しいまちなみは、市民共有の財産です。

良好なまちなみと、そこに住む人々の暮らしで形成される「景観」をまちづくりの重要な要素として位置付け、市民の多様な参加、参画及び行政と市民との協働によって、自然景観及び人工景観の向上を目指していきます。



1. 良好な景観

【目標】 <逗子市環境基本計画に定める 2022 年度（平成 34 年度）の目標>

～良好な景観～

- 市内の各地域の特色に応じた景観配慮を行うとともに、景観形成重点地区 4 地区目の指定について調査し、地区を確定、景観計画を改正する。(まちづくり景観課・景観のまちづくり推進事業*)
- 景観資産の登録を行い、今後の景観行政の指標となるものを示す。(まちづくり景観課・景観のまちづくり推進事業*)
- 景観デザインコードを活用した啓発活動を 10 回以上行う。(まちづくり景観課・景観のまちづくり推進事業*)
- シンボルツリーの苗木の配布数が累計 60 件になっている。(緑政課・緑化推進事業)

*は逗子市総合計画に定めるリーディング事業です。

市民・事業者・市の行動

◎市民・事業者の行動

- 景観に関するワークショップやシンポジウムに積極的に参加します。
- 自らが景観形成の役割を担うものであることを認識し、それぞれの立場から積極的に景観形成に努めます。
- 市が行う景観形成についての施策に協力します。
- 景観デザインコードを参考に、新規建築や外構まわりの変更等に取り組みます。

◎市の行動

- 逗子市景観条例と逗子市景観計画に定める景観形成重点地区について、各地域の特性をいかしたガイドライン及び景観条例の運用による景観のまちづくりの推進を図ります。
- 景観デザインコードを景観誘致のツールとして活用します。
- 景観フォトコンテスト等のイベントによる景観資産の登録など、景観についての啓発活動を行い、多くの市民の景観についての意識を高めます。

2. 暮らしのための基盤整備

【目標】 <逗子市環境基本計画に定める 2022 年度（平成 34 年度）の目標>

～暮らしのための基盤整備～

- 逗子市交通バリアフリー基本構想に基づき市内道路の整備に取り組み、17 か所整備済みとなっている。（都市整備課・やさしい道づくり事業）
- 狭あい道路の整備を進め、2,848 メートル（延長）整備済みとなっている。（都市整備課・狭あい道路整備事業）
- 急傾斜地崩壊危険区域の整備を進め、60 か所が整備済みとなっている。（都市整備課・急傾斜地崩壊対策事業）

市民・事業者・市の行動

◎市民・事業者の行動

- 逗子市まちづくり条例や逗子市の良好な都市環境をつくる条例を遵守した土地利用をします。
- 狭あい道路の整備に協力します。
- 急傾斜地の整備に協力します。

◎市の行動

- 逗子市まちづくり条例、逗子市の良好な都市環境をつくる条例を適正に運用、実施します。
- 安全安心に移動できる道路整備を進めます。
- 集中豪雨等による災害にかんがみ、安心・安全に生活ができるよう、適切な指導を行っていきます。

3. 生活環境の諸問題

【目標】 < 逗子市環境基本計画に定める 2022 年度（平成 34 年度）の目標 >

～生活環境の諸問題～

- 大気中の浮遊物質、水質汚濁の状況について関係法令の基準を下回る。（資源循環課・公害防止啓発事業、公害調査測定事業）
- 「歩行者と自転車を優先するまち」のアクションプランに基づき、重点課題に取り組む。（環境都市課・歩行者と自転車のまち推進事業*）

*は逗子市総合計画に定めるリーディング事業です。

市民・事業者・市の行動

◎市民・事業者の行動

- 有害な化学物質を含んだ商品の製造、販売、利用を控えます。
- 生活様式の違い等で近隣に迷惑をかけないようにお互いに環境保全に努めます。
- 不要な自動車の利用を控えます。

◎市の行動

- 大気中の浮遊物質、水質汚濁の状況について関係機関と連携して監視、調査・適切な処置を実施します。
- 「歩行者と自転車を優先するまち」ワークショップ等、市民との協働による意識啓発に取り組みます。

○推進体制

「逗子市環境基本計画」を進めていくためには、市民、事業者との協働が不可欠です。ともにすすめるパートナーとして、「ずしし環境会議※」があります。

市では、今後も、「ずしし環境会議」をはじめとする市民団体等の活動を支援し、また、「ずしし環境会議」をはじめとする様々な市民団体等が連携し、取り組んでいくための体制づくりを進めていきます。

そして、市の豊かな環境の恵みを引き継いでいくためには、次世代を担う子どもたちへの環境教育が重要です。環境の大切さを子どもたちに伝えていく出前授業、自然観察会等による環境学習や体験を充実し、主体となる様々な世代が環境について知識を深められるようネットワーク化し、知識の共有化に努めます。

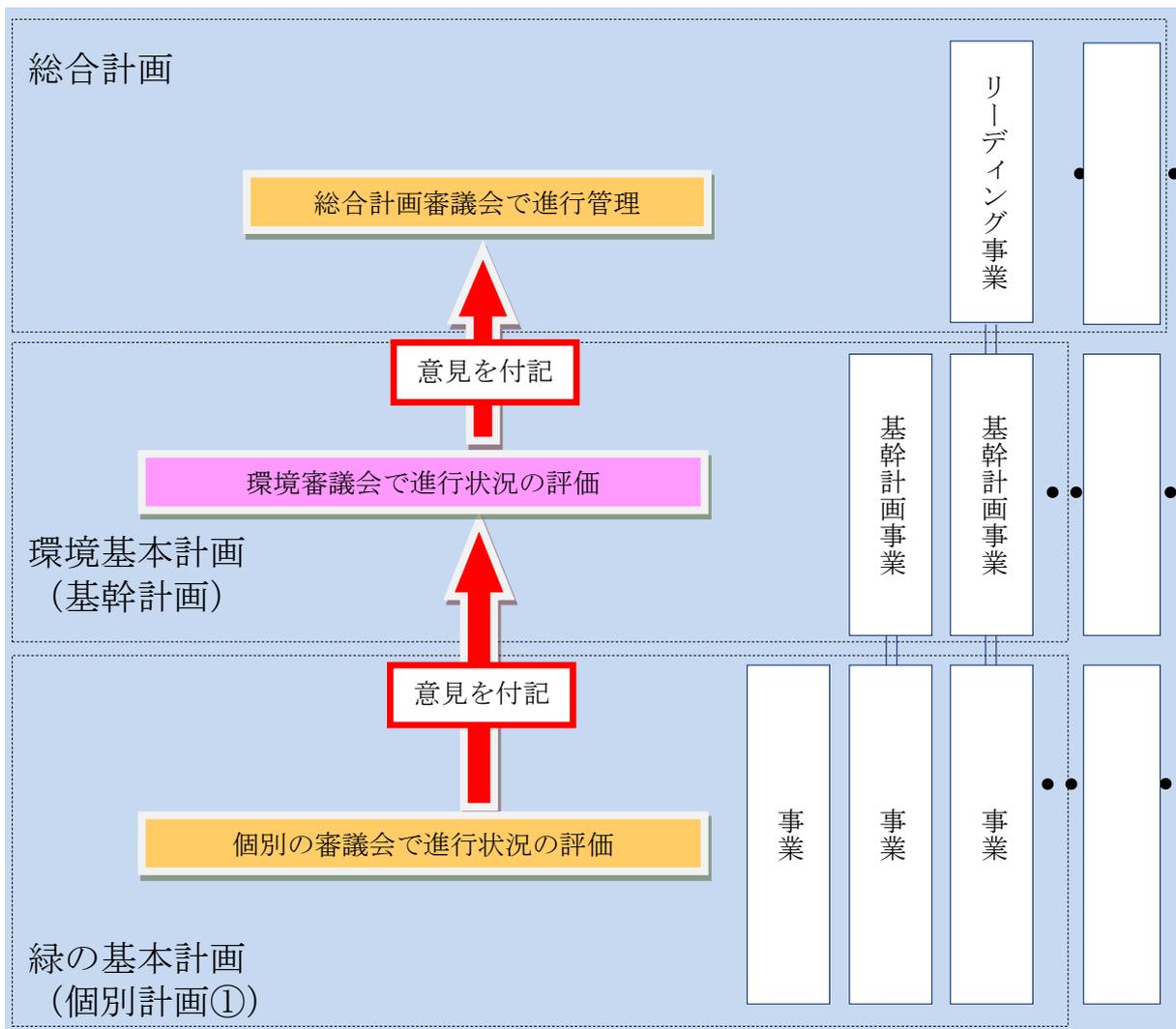
※ずしし環境会議は、2001年（平成13年）から市を事務局として逗子市環境基本計画を推進してきました。2018年（平成30年）5月からは、市民団体として自立的に運営しております。

○基幹計画事業としての位置付け及び事業ごとの計画表

この「行動等指針」は、「第二次逗子市環境基本計画」第四章の「施策の体系と具体的な取り組み」で示す、おおむね8年間の事業計画について、特に重点的に取り組むべき「行動」を記載するものであり、この「行動等指針」に記載してきた市の事業は、「第二次逗子市環境基本計画」を実現していくための事業として位置付け、逗子市環境審議会にて、進行状況の評価を行っていきます。

ただし、逗子市環境審議会で評価をする事業については、原則各個別計画の審議会等で議論したものですので、環境審議会では同意見も踏まえ、環境政策全体を踏まえた意見を付記し、総合計画審議会に報告します。

事業の進捗状況は年度ごとに進行管理を行っております。なお、2017年度(平成29年度)からは財政対策プログラムを実施しているため財政状況を踏まえた評価を行っていきます。
 <リーディング事業、基幹計画事業のイメージ図>



○「計画表」の見方

次ページから掲載の「計画表」の概要は以下のとおりです。

計画表は2015年（平成27年）3月策定の環境基本計画から抜粋し、2018年度（平成30年度）行動等指針見直し時に現状を総合計画進行管理をもとに、【2017（平成29）年度末】時点に更新したものです。

I. 自然を大切にすまち

(1) 緑
～緑地の保全～

【1】緑化推進事業

事業名	緑化推進事業	所管名	緑政課
事業概要	目的：市街地の緑を増やし、みどり豊かでうるおいのある住環境を創出する。		
	対象：市民 手段：シンボルツリー・生垣用樹木の配布及び、壁面緑化工事費用の一部を助成する。		
主な事業内容			
2015（平成27）年度～2018（平成30）年度		2019（平成31）年度～2022（平成34）年度	
○樹木の配布 ・シンボルツリー・生垣用の樹木配布 ○壁面緑化工事費の一部助成		○樹木の配布 ・シンボルツリー・生垣用の樹木配布 ○壁面緑化工事費の一部助成	
目標【2018（平成30）年度】		現状【2014（平成26）年度末】	
市全域の緑被率約60%を維持する。 シンボルツリーの苗木配布数が累計30件になっている。		シンボルツリー 9件。	
目標【2022（平成34）年度】		現状【2017（平成29）年度末】	
市全域の緑被率約60%を維持する。 シンボルツリーの苗木配布数が累計60件になっている。		シンボルツリー 16件 累計43件。	

2016年（平成28年）実施の緑被現況調査では緑被率は63.1%（垣子市）。今後も継続して維持するもの。

○2019年度（平成31年度）から実施を予定するブロック塀の撤去等に政策効果を上げる仕組みとして実施すること。実施に係る財源はみどり模は予算査定で判断する。

『平成31年度以降の財政対策プログラム事務事業実施方針』より抜粋

『平成31年度以降の財政対策プログラム事務事業実施方針』（2018年（平成30年）10月）による「平30財対事業査定等結果」を、記載しています。ただし、財政状況により事業実施方針変更の可能性があります。

基幹計画事業の分野を表します

前期4年、後期4年の主な事業予定を記載しています。

「目標」欄はその年度の到達目標を、「現状」欄は計画策定当初の状況を記載しています。

なお、「現状」欄の年度は、計画策定時期の違いから位置付けられた計画に応じて異なり、総合計画に位置付けられた「リーディング事業」は2013年度（平成25年度）、「環境基本計画」に位置付けられた「基幹事業」は、2014年度（平成26年度）の現状を記載しています。

注：現状【2017（平成29）年度末】は2018年度（平成30年度）見直しに伴って総合計画進行管理をもとに更新したものです。

I. 自然を大切にすまち

(1) 緑

～緑地の保全～

【1】『緑化推進事業』

事業名	緑化推進事業	所管名	緑政課
事業概要	目的：市街地の緑を増やし、みどり豊かでうるおいのある住環境を創出する。 対象：市民 手段：シンボルツリー・生垣用樹木の配布及び、壁面緑化工事費用の一部を助成する。		
主な事業内容			
2015（平成27）年度～2018（平成30）年度		2019（平成31）年度～2022（平成34）年度	
○樹木の配布 ・シンボルツリー・生垣用の樹木配布 ○壁面緑化工事費の一部助成		○樹木の配布 ・シンボルツリー・生垣用の樹木配布 ○壁面緑化工事費の一部助成	
目標【2018（平成30）年度】		現状【2014（平成26）年度末】	
市全域の緑被率約60%を維持する。 シンボルツリーの苗木配布数が累計30件になっている。		シンボルツリー 9件	
目標【2022（平成34）年度】		現状【2017（平成29）年度末】	
市全域の緑被率約60%を維持する。 シンボルツリーの苗木配布数が累計60件になっている。		シンボルツリー 16件 累計49件	

2016年（平成28年）実施の緑被現況調査では緑被率は63.1%（逗子市緑の基本計画より）。今後も継続して維持するもの。

○2019年度（平成31年度）から実施を予定するブロック塀の撤去等に対する補助制度の政策効果を上げる仕組みとして実施すること。実施に係る財源はみどり基金とし、実施規模は予算査定で判断する。

『平成31年度以降の財政対策プログラム事務事業実施方針』より抜粋

【2】『特別緑地保全地区指定事業』（リーディング事業）

事業名	特別緑地保全地区指定事業	所管名	緑政課
事業概要	<p>目的：市街地を取り囲む緑豊かな樹林地を将来にわたり保全するため、樹林地を特別緑地保全地区に指定する。</p> <p>対象：山林所有者</p> <p>手段：特別緑地保全地区指定についての理解を求め、指定を行う。</p>		
主な事業内容			
2015（平成27）年度～2018（平成30）年度		2019（平成31）年度～2022（平成34）年度	
<p>○制度設計の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・候補地見直し ・管理協定や買い取り制度に向けた財源確保の検討 <p>○指定に向けた取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・候補地の精査と所有者への意向調査。 ・地権者同意 ・都市計画決定に向けた作業、図書作成 <p>○2地区の指定を行う。</p>		<p>○制度設計の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・候補地見直し ・管理協定や買い取り制度に向けた財源確保の検討 <p>○指定に向けた取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・候補地の精査と所有者への意向調査。 ・地権者同意 ・都市計画決定に向けた作業、図書作成 <p>○3地区目の指定を行う。</p>	
目標【2018（平成30）年度】		現状【2013（平成25）年度末】	
特別緑地保全地区を全2地区指定している。		指定されていない。	
目標【2022（平成34）年度】		現状【2017（平成29）年度末】	
特別緑地保全地区を全3地区指定している。		<p>緊急財政対策による事業休止となり、特別緑地保全地区指定に係る資料作成業務が実施できなかった。</p> <p>候補地4地区のうち、立地状況等を整理して2地区に候補地を絞った。</p>	

○当分の間、買取りが見込まれる特別緑地保全地区の指定は休止とする。

『平成31年度以降の財政対策プログラム事務事業実施方針』より抜粋

【3】『歴史的風土保存地区指定事業』

事業名	歴史的風土保存地区指定事業	所管名	緑政課
事業概要	<p>目的：歴史上意義を有する遺跡等と周囲の自然環境を一体的に保存するため、名越切通周辺の歴史的風土保存区域の枢要な部分を歴史的風土特別保存区域に指定する。</p> <p>対象：県、土地所有者</p> <p>手段：歴史的風土保存区域についての理解を求め、特別地区の指定を行う。</p>		
主な事業内容			
2015（平成27）年度～2018（平成30）年度		2019（平成31）年度～2022（平成34）年度	
<p>○指定に向けた取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県及び鎌倉市と調整を図る。 		<p>○指定に向けた取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県及び鎌倉市と調整を図る。 ・土地所有者と調整を図る。 	
目標【2018（平成30）年度】		現状【2014（平成26）年度末】	
名越切通周辺の歴史的風土保存区域内の枢要な部分が、歴史的風土特別保存地区に指定されている。		指定されていない。	
目標【2022（平成34）年度】		現状【2017（平成29）年度末】	
名越切通周辺の歴史的風土保存区域内の枢要な部分が、歴史的風土特別保存地区に指定されている。		県及び鎌倉市との調整の中で進捗状況が遅れている。	

～公園の整備・維持管理～

【1】『池子の森自然公園整備事業』（リーディング事業）

事業名	池子の森自然公園整備事業	所管名	緑政課
事業概要	目的：池子の森自然公園基本計画に基づき、安全で快適な都市公園として整備を図る。 対象：公園利用者 手段：各公園施設の実施設計をし、公園施設を整備する。		
主な事業内容			
2015（平成27）年度～2018（平成30）年度		2019（平成31）年度～2022（平成34）年度	
○開園に向けた整備※ ・メインエントランス、トイレ、駐輪駐車場、ドッグラン等の整備 ○アーチェリー場の整備（文化スポーツ課） ○子ども遊び広場、プレイリーダー詰所、野外活動施設等の整備（児童青少年課） ○文化財展示収蔵施設新築工事（社会教育課）		○ドッグラン等の整備 <2018（平成30）年度追記>	
目標【2018（平成30）年度】		現状【2013（平成25）年度末】	
池子の森自然公園の整備が完了している。		基本計画を策定した	
目標【2022（平成34）年度】		現状【2017（平成29）年度末】	
池子の森自然公園の整備が完了している。		メインエントランス、トイレ、駐輪駐車場、子ども遊び広場等の整備を行った	

※2015年（平成27年）2月1日から池子の森自然公園のスポーツエリアを開園。

事業休止に伴い、2018年度（平成30年度）までに整備が完了されなかったものについては、事業を継続する。（ただし、2019年度（平成31年度）は事業休止。）

【2】『都市公園整備事業』

事業名	都市公園整備事業	所管名	緑政課
事業概要	目的：安全で快適な都市公園としての整備を図る。 対象：公園利用者 手段：各公園施設の実施設計を行い、公園施設を整備する。		
主な事業内容			
2015（平成27）年度～2018（平成30）年度		2019（平成31）年度～2022（平成34）年度	
適正な維持管理を実施していく		適正な維持管理を実施していく	
目標【2018（平成30）年度】		現状【2014（平成26）年度末】	
市民一人あたり都市公園面積が10平方メートルになる。		15.56平方メートル	
目標【2022（平成34）年度】		現状【2017（平成29）年度末】	
市民一人あたり都市公園面積が10平方メートルになる。		15.82平方メートル	

逗子市環境基本計画の目標設定時点（2013年度（平成25年度）末）では、8.72平方メートルであったが、2015年（平成27年）2月1日から池子の森自然公園の開園により、目標値を達成。

引き続き適正な維持管理を実施していくこととする。

【3】『公園・緑地アダプト※推進事業』

事業名	公園・緑地アダプト推進事業	所管名	緑政課
事業概要	目的：公園及び緑地において、市民協働による適正な維持管理を行う。 対象：市民 手段：里親契約を結ぶ。		
主な事業内容			
2015（平成27）年度～2018（平成30）年度		2019（平成31）年度～2022（平成34）年度	
○アダプト活動の積極的な推進を行う。		○アダプト活動の積極的な推進を行う。	
目標【2018（平成30）年度】		現状【2014（平成26）年度末】	
○公園において里親契約を結んでいる箇所数の割合が50%以上になっている。		○公園アダプト 32.5%（83箇所中27箇所） ○緑地アダプト 25箇所	
目標【2022（平成34）年度】		現状【2017（平成29）年度末】	
○公園において里親契約を結んでいる箇所数の割合が50%以上になっている。		○公園アダプト 83箇所中 36箇所（43.4%） ○緑地アダプト 28箇所 ○ハイキングコースアダプト 1箇所（新規）	

※市民が里親となって管理するアダプトプログラム（里親制度）

(2) 水辺 (河川・海)

～海岸の維持管理～

【1】『逗子海岸保全活用事業』(リーディング事業)

事業名	逗子海岸保全活用事業	所管名	経済観光課
事業概要	<p>目的：逗子海岸のあり方や保全・活用方法を検討し、ファミリービーチとして安全で快適に利用できる海岸をつくる。</p> <p>対象：市民、海岸利用者、海水浴客、観光客</p> <p>手段：海岸の美化（啓発、アダプトプログラム※の推進、清掃等）、海水浴場の開設・運営、海浜公衆トイレの維持管理、海水浴場のあり方の検討と改善策の実施</p>		
主な事業内容			
2015（平成27）年度～2018（平成30）年度		2019（平成31）年度～2022（平成34）年度	
<p>○海水浴場のあり方の検討と改善策の実施</p> <p>○海岸の美化</p> <p>○海水浴場の開設・運営</p> <p>○海浜公衆トイレの維持管理</p>		<p>○海水浴場のあり方の検討と改善策の実施</p> <p>○海岸の美化</p> <p>○海水浴場の開設・運営</p> <p>○海浜公衆トイレの維持管理</p>	
目標【2018（平成30）年度】		現状【2014（平成26）年度末】	
逗子海岸が安全で快適なファミリービーチとして維持されており、海水浴客数が30万人を超えている。		201,300人	
目標【2022（平成34）年度】		現状【2017（平成29）年度末】	
逗子海岸が安全で快適なファミリービーチとして維持されており、海水浴客数が40万人を超えている。		294,300人 (2016（平成28）年度は329,100人)	

環境基本計画における目標は、次のとおり。

アダプトプログラムによる海岸一斉清掃の参加者が年1,800人になっている。

(2018年(平成30年):1,480人参加)

現在の砂浜面積を維持するため、毎年500立方メートル以上の養浜対策を実施要請していく。

※市民が里親となって管理するアダプトプログラム(里親制度)

～河川の維持管理～

【1】『河川維持管理事業』

事業名	河川維持管理事業	所管名	都市整備課
事業概要	<p>目的：周辺緑化や生態系の再生を意識した河川の整備・管理手法を推進し、多様な命を育む川とするとともに、遊歩道の舗装やベンチの設置等を通じて、誰もが楽しめる親水施設を整備し、水辺の環境を保全していくため、アダプト制度や市民、事業者との協働による一斉清掃等を通じて良好な水辺を継承していくこと。</p> <p>対象：河川</p> <p>手段：親水施設を整備することについて、要望・調査・検討を行う。</p>		
主な事業内容			
2015（平成27）年度～2018（平成30）年度		2019（平成31）年度～2022（平成34）年度	
<p>○親水施設等の設置の取り組み</p> <p>・県に対し、2級河川部分への親水施設等の設置要望</p> <p>○アダプト活動や清掃イベントの開催</p>		<p>○親水施設等の設置の取り組み</p> <p>・県に対し、2級河川部分への親水施設等の設置要望</p> <p>○アダプト活動や清掃イベントの開催</p>	
目標【2018（平成30）年度】		現状【2014（平成26）年度末】	
<p>河川の親水施設を4箇所整備する。</p> <p>アダプトプログラムによる河川管理の箇所数が4箇所を維持している。</p>		<p>親水施設3箇所</p> <p>アダプト4箇所</p>	
目標【2022（平成34）年度】		現状【2017（平成29）年度末】	
<p>河川の親水施設を4箇所整備する。</p> <p>アダプトプログラムによる河川管理の箇所数が4箇所を維持している。</p>		<p>親水施設3箇所</p> <p>アダプト4箇所</p> <p>（内2箇所はアダプト団体が活動休止中）</p>	

～公共下水道の維持管理～

【2】『水洗化普及事業』

事業名	水洗化普及事業	所管名	下水道課
事業概要	目的：くみ取り便所、浄化槽を廃止し、水洗化していくことで水辺の環境や水質の保全を図る。 対象：公共下水道 手段：水洗化工事について理解を求める。		
主な事業内容			
2015（平成27）年度～2018（平成30）年度		2019（平成31）年度～2022（平成34）年度	
○公共下水道への接続促進 ・融資の斡旋、助成制度の周知方法の検討		○公共下水道への接続促進 ・融資の斡旋、助成制度の周知方法の検討	
目標【2018（平成30）年度】		現状【2014（平成26）年度末】	
水洗化率が98%になっている。		97.8%	
目標【2022（平成34）年度】		現状【2017（平成29）年度末】	
水洗化率が98%になっている。		98.4%	

引き続き融資の斡旋、助成制度を継続し水洗化を図る。

(3) 動植物 (生物多様性)

～様々な生態系の体験～

【1】『自然の回廊プロジェクト推進事業』(リーディング事業)

事業名	自然の回廊プロジェクト推進事業	所管名	経済観光課
事業概要	<p>目的：市民や逗子を訪れた人々が安らぎ、遊び、憩える場所となるように、逗子全体を自然の回廊として整備することにより、逗子の魅力を高め、多くの人々に認知、活用されるようにする。</p> <p>対象：市民、来訪者</p> <p>手段：市内の史跡や文化を伝えるポイント(拠点)に、誰が見ても見やすく、そして、知的興味が得られるような案内板を設置する。ハイキングコースを中心に、安全に歩けるように道標やマップなどの設置整備を進める。また、簡易ベンチなどの環境整備を進める。自然回廊マップや冊子による紹介を進め、回廊ウォーキングラリーなどの啓発イベントを開催する。</p>		
	主な事業内容		
	2015(平成27)年度～2018(平成30)年度	2019(平成31)年度～2022(平成34)年度	
	<ul style="list-style-type: none"> ○案内板等の設置 ○自然の回廊マップの作成 ○市民協働によるイベントの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○案内板等の設置、維持管理の実施 ○自然の回廊マップの作成 ○市民協働によるイベントの実施 ○各課の事業との連携 	
	目標【2018(平成30)年度】	現状【2013(平成25)年度末】	
	・自然の回廊マップが作成されている。	作成されていない。	
	目標【2022(平成34)年度】	現状【2017(平成29)年度末】	
	・道標や説明板の設置済みコースが100パーセントになっている	自然の回廊マップが作成されている※すべてのコースへの設置ができていない。	

※(2014年度(平成26年度)に作成、2016年度(平成28年度)に改訂)

○回廊コースマップの増刷については、ふるさと基金(本市のまちづくりを応援したいという趣旨の寄付金)の充当と併せ、広告収入や有償による販売についても検討する。

『平成31年度以降の財政対策プログラム事務事業実施方針』より抜粋

～環境学習～

【1】『環境パートナーシップ推進事業』

事業名	環境パートナーシップ推進事業	所管名	環境都市課
事業概要	<p>目的：逗子市環境基本計画・行動等指針の推進、計画目標の実現のために、市民、事業者、市が主体的に、又は協働による具体的な行動を実行する。また、次世代を担う子どもたちに自然環境を保全することへの関心を高める。</p> <p>対象：市民、事業者</p> <p>手段：逗子市環境基本計画・行動等指針などに基づく施策の実践、活動支援を行うため、意識啓発イベント、自然観察会。</p>		
主な事業内容			
2015（平成27）年度～2018（平成30）年度		2019（平成31）年度～2022（平成34）年度	
<ul style="list-style-type: none"> ○かんきょう連続講演会の実施 ○環境月間イベントの開催 ○出前授業の講師派遣 ○自然観察会開催 		<ul style="list-style-type: none"> ○かんきょう連続講演会の実施 ○環境月間イベントの開催 ○出前授業の講師派遣 ○自然観察会開催 	
目標【2018（平成30）年度】		現状【2014（平成26）年度末】	
<ul style="list-style-type: none"> ○市民団体による自然体験学習の参加者が年に約150人になる。 ○市民団体等により実施する出前授業が各学校にて行われる。 		<ul style="list-style-type: none"> ○約100人 ○340人（累計） 	
目標【2022（平成34）年度】		現状【2017（平成29）年度末】	
<ul style="list-style-type: none"> ○市民団体による自然体験学習の参加者が年に約200人になる。 ○市民団体等により実施する出前授業が各学校にて行われる。 		<ul style="list-style-type: none"> ○158人 ○出前授業の講師派遣（7回）実施 3校、参加者数約660人 	

Ⅱ. 廃棄物による環境負荷の少ないまち

(1) 発生・排出抑制 ～リデュース、リユース～

～発生・排出抑制～

【1】『生ごみ減量化・資源化事業』（リーディング事業）

事業名	生ごみ減量化・資源化事業	所管名	資源循環課
事業概要	<p>目的：本市の一般廃棄物の処理を安定的かつ適正に行うこと。また、本市に適合する生ごみ処理システムの確立を図り、最終的には生ごみ全量の焼却しない処理をめざす。</p> <p>対象：市民等</p> <p>手段：市民団体や事業者との連携により、家庭用生ごみ処理容器等の購入助成の普及拡大を図る。計画的に生ごみ一括処理施設の整備を行う。</p>		
主な事業内容			
2015（平成27）年度～2018（平成30）年度		2019（平成31）年度～2022（平成34）年度	
<p>○生ごみ処理容器等購入助成事業</p> <p>○生ごみ一括処理施設の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設整備方針の決定 ・施設整備 		<p>○生ごみ処理容器等購入助成事業</p> <p>○生ごみ一括処理施設の稼働</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生ごみの分別収集 	
目標【2018（平成30）年度】		現状【2013（平成25）年度末】	
<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみの全量資源化に向けた適正規模の施設整備に着手している。 ・家庭用生ごみ処理容器等の購入助成について、年間助成台数が500台以上である。 		<ul style="list-style-type: none"> ・施設整備に向けて検討中。 ・295台 	
目標【2022（平成34）年度】		現状【2017（平成29）年度末】	
<p>家庭用生ごみ処理容器の普及と生ごみ一括処理施設の稼働により、生ごみ（資源化できない一部の生ごみを除く）が資源化されている。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・施設整備に向けて検討中。 ・180台 (累計件数7,561台) 	

(2) 資源の再生利用 ～リサイクル～

～生ごみの資源化～

【1】★リーディング事業 『生ごみ減量化・資源化事業』

内容は、「Ⅱ. 廃棄物による環境負荷の少ないまち (1) 発生・排出抑制 ～発生・排出抑制～」に記載する「生ごみ減量化・資源化事業」と同一

生ごみ資源化施設の整備については広域での効率的な処理を検討する。

○生ごみ処理容器等購入助成事業については、電動式の処理機に対する助成は廃止、非電動式の処理容器に対する助成は台数を減らして実施する。

『平成31年度以降の財政対策プログラム事務事業実施方針』より抜粋

～その他の廃棄物の資源化～

【1】『資源再利用推進事業』

事業名	資源再利用推進事業	所管名	資源循環課
事業概要	<p>目的：ごみを燃やさない、埋め立てないゼロ・ウェイストを目指すとともに、最終処分場のさらなる延命化に寄与する資源化促進として、市民自らが資源物の持ち込み、持ち帰りをを行うことで廃棄物の削減を目指す。</p> <p>対象：市民</p> <p>手段：市民が、いつでも資源物の持ち込み、持ち帰りが可能な場所の設置。</p>		
	主な事業内容		
2015（平成27）年度～2018（平成30）年度		2019（平成31）年度～2022（平成34）年度	
○利用者の利便性を考慮し設置。		○利用者の利便性を考慮した場所の設置と廃棄物を減量するための有効な資源物の品目の拡大。	
目標【2018（平成30）年度】		現状【2014（平成26）年度末】	
現在の3箇所（逗子・沼間・小坪）に加え2箇所（池子・久木）に拡大して設置。（計5箇所に設置）		3箇所に設置。（逗子・沼間・小坪）	
目標【2022（平成34）年度】		現状【2017（平成29）年度末】	
現在の3箇所（逗子・沼間・小坪）に加え2箇所（池子・久木）に拡大して設置。（計5箇所に設置）		5箇所に設置。（逗子・沼間・小坪・久木2箇所）※	

※合計288日開催。来場者数計36,691人、持込件数15,682件、持帰り件数18,562件（持帰り重量21,048kg）

～適正処理～

【1】『一般廃棄物処理施設整備事業』（リーディング事業）

事業名	一般廃棄物処理施設整備事業	所管名	資源循環課
事業概要	<p>目的：将来に向けて安全・安心で持続可能な廃棄物処理システムの確立を図る。</p> <p>対象：一般廃棄物処理施設</p> <p>手段：環境クリーンセンターの焼却施設などのごみ処理関連施設全体の中長期的整備計画を策定し、再整備を行う。</p>		
主な事業内容			
2015（平成27）年度～2018（平成30）年度		2019（平成31）年度～2022（平成34）年度	
<ul style="list-style-type: none"> ○ごみ処理施設整備基本構想の検討 ○資源化施設基本設計等 ・生活環境影響調査 ○資源化施設建設工事 		<ul style="list-style-type: none"> ○資源化施設建設工事 ○焼却施設基幹改良工事 ○浄化センター整備の検討 	
目標【2018（平成30）年度】		現状【2013（平成25）年度末】	
一般廃棄物処理施設整備計画が策定され、一部着手されている。		再整備の方向性を検討する	
目標【2022（平成34）年度】		現状【2017（平成29）年度末】	
一般廃棄物処理施設再整備が完了している。		<p>目標を達成していない。</p> <p>2市1町※において広域での施設整備の検討を進める。</p>	

※鎌倉市、逗子市、葉山町

Ⅲ. 温室効果ガス排出の少ないまち

(1) 省エネルギーの推進

～省エネルギーの推進～

【1】『スマートエネルギー普及促進事業』（リーディング事業）

事業名	スマートエネルギー普及促進事業	所管名	環境都市課
事業概要	目的：「第二次逗子市環境基本計画」に基づき、温室効果ガス排出量削減に向けた取り組みを進める。 対象：市民等 手段：省エネルギー型設備、再生可能エネルギー設備等の温室効果ガス排出量の少ない設備の導入に係る費用に対し補助金を交付する。		
主な事業内容			
2015（平成27）年度～2018（平成30）年度		2019（平成31）年度～2022（平成34）年度	
○住宅用スマートエネルギー設備導入費補助金制度の運用 ○新たなスマートエネルギー設備等導入支援に係る検討 ○新たなスマートエネルギー設備等導入支援に係る補助金制度運用		○新たなスマートエネルギー設備等導入支援に係る補助金制度運用	
目標【2018（平成30）年度】		現状【2013（平成25）年度末】	
「第二次逗子市環境基本計画」に基づく新たなスマートエネルギー設備等導入支援の補助金制度が運用されている。		計画を策定していない	
目標【2022（平成34）年度】		現状【2017（平成29）年度末】	
「第二次逗子市環境基本計画」に基づく新たなスマートエネルギー設備等導入支援の補助金制度の利用件数が目標を達成している。		新たなスマートエネルギー設備等導入支援の補助金制度は運用されていない。	

(2) 再生可能エネルギーの利用促進

～再生可能エネルギーの利用促進～

【1】『スマートエネルギー普及促進事業』（リーディング事業）

内容は、「Ⅲ. 温室効果ガス排出の少ないまち (1) 省エネルギーの推進 ～省エネルギーの推進～」に記載する「スマートエネルギー普及促進事業」と同一）

○住宅用スマートエネルギー設備等導入費補助金は廃止とする。

『平成31年度以降の財政対策プログラム事務事業実施方針』より抜粋

省エネルギー型設備、再生可能エネルギー設備等の温室効果ガス排出量の少ない設備の導入については、国・県等の補助金事業の情報提供を継続的に行っていく。

IV. 暮らしと景観に配慮したまち

(1) 良好な景観

～良好な景観～

【1】『景観のまちづくり推進事業』（リーディング事業）

事業名	景観のまちづくり推進事業	所管名	まちづくり景観課
事業概要	目的：逗子の特性が活かされた良好な景観を守り、育て、つくり、将来に継承する。 対象：市民及び事業者 手段：逗子市景観条例と逗子市景観計画に定める景観形成重点地区について、各地域の特性をいかしたガイドライン及び景観条例の運用による景観のまちづくりの推進を図る。景観デザインコードを景観誘致のツールとして活用する。景観フォトコンテスト等のイベントによる景観資産の登録など、景観についての啓発活動を行い、多くの市民の景観についての意識を高める。		
	主な事業内容		
2015（平成27）年度～2018（平成30）年度		2019（平成31）年度～2022（平成34）年度	
○景観形成重点地区4地区目の検討 ・洗い出し ・決定、景観資産の追加登録等 ・ガイドライン整備 ○景観デザインコードの活用 ○（仮称）景観計画推進プランの策定		○景観形成重点地区4地区目の決定 ・ガイドライン確定、周知 ○景観計画の改定 ○景観資産の追加登録 ○（仮称）景観計画推進プランの推進	
目標【2018（平成30）年度】		現状【2013（平成25）年度末】	
景観形成重点地区4地区目を決定している。		重点地区3地区指定済	
目標【2022（平成34）年度】		現状【2017（平成29）年度末】	
景観形成重点地区4地区目のガイドラインを作成し、運用を開始している。		4地区目の景観形成重点地区は、より効果的な景観形成手法を検討しているため、予定より時間を要している。	

【2】『緑化推進事業』

内容は、「I 自然を大切にすまち（1）緑 ～緑地の保全～ 」に記載する「緑化推進事業」と同一）

(2) 暮らしのための基盤整備

～暮らしのための基盤整備～

【1】『やさしい道づくり事業』

事業名	やさしい道づくり事業	所管名	都市整備課
事業概要	目的：歩行者にとって安全で快適な歩道空間の創出を進める 対象：歩道利用者 手段：逗子市が管理する歩道の構造を計画的にインターロッキングブロック等にする		
主な事業内容			
2015（平成27）年度～2018（平成30）年度		2019（平成31）年度～2022（平成34）年度	
○歩道整備工事を実施することにより、凹凸による水たまりや躓き等の原因を解消し、逗子ハイランド地区の歩行者の安全と円滑化を図る。		○歩道整備工事を実施することにより、凹凸による水たまりや躓き等の原因を解消し、披露山庭園住宅地区内の歩行者の安全と円滑化を図る。	
目標【2018（平成30）年度】		現状【2014（平成26）年度末】	
○平成22年度より継続事業として行っている逗子ハイランド内の歩道整備工事を完了している。 ○逗子市交通バリアフリー基本構想に基づき市内道路の整備に取り組み、13か所整備済みとなっている。		完了していない。	
目標【2022（平成34）年度】		現状【2017（平成29）年度末】	
○披露山庭園住宅内の歩道整備工事を完了している。 ○逗子市交通バリアフリー基本構想に基づき市内道路の整備に取り組み、17か所整備済みとなっている。		○逗子ハイランド地区の歩道のインターロッキングブロック化 L=4481.55m ○逗子市交通バリアフリー基本構想に基づく市内の道路の整備 12箇所 (2017（平成29）年度以降事業休止中)	

【2】『狭あい道路整備事業』

事業名	狭あい道路整備事業	所管名	都市整備課
事業概要	目的：良好な住環境や災害時の避難路を確保し、生活環境の向上を図る。 対象：道路幅員4m未満の指導 手段：家屋の新築等に伴う道路後退部を寄付により拡幅していく。		
主な事業内容			
2015（平成27）年度～2018（平成30）年度		2019（平成31）年度～2022（平成34）年度	
○市道との境界確定にかかる測量委託を行う。 ○寄付のあった道路後退部分に係る物件の補償を行う。		○市道との境界確定にかかる測量委託を行う。 ○寄付のあった道路後退部分に係る物件の補償を行う。	
目標【2018（平成30）年度】		現状【2014（平成26）年度末】	
市道の狭あい道路の割合が、65パーセント以下になっている		完了していない（65.58%）。	
目標【2022（平成34）年度】		現状【2017（平成29）年度末】	
市道の狭あい道路の割合が、65パーセント以下になっている		完了していない（65.53%）。	

【3】『急傾斜地崩壊対策事業』

事業名	急傾斜地崩壊対策事業※	所管名	都市整備課
事業概要	<p>目的：急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき、がけ崩れ防止施設の整備を進める。市民の生命財産を守る。</p> <p>対象：逗子市内の急傾斜地崩壊危険区域指定基準に該当する公有地及び民有地。</p> <p>手段：関係機関と連携し、急傾斜地の区域指定及び整備を進める。</p>		
主な事業内容			
2015（平成27）年度～2018（平成30）年度		2019（平成31）年度～2022（平成34）年度	
<p>○区域指定に向けて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民による指定要望 ・市の意見等により神奈川県が指定 <p>○工事実施基準を満たす区域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県による工事 		<p>○区域指定に向けて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民による指定要望 ・市の意見等により神奈川県が指定 <p>○工事実施基準を満たす区域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県による工事 	
目標【2018（平成30）年度】		現状【2014（平成26）年度末】	
急傾斜地崩壊危険区域の整備を進め、60か所が整備済みとなっている。		完了していない（59か所整備済み）。	
目標【2022（平成34）年度】		現状【2017（平成29）年度末】	
急傾斜地崩壊危険区域の整備を進め、60か所が整備済みとなっている。		完了（60か所整備済み）。	

※県が「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（急傾斜地法）に基づき、住民からの要望を受け、法で定める一定の基準を満たした箇所を「急傾斜地崩壊危険区域」に指定し、行為の制限や防災工事を行う事業

(3) 生活環境の諸問題

～生活環境の諸問題～

【1】『公害防止啓発事業』

事業名	公害防止啓発事業	所管名	資源循環課
事業概要	目的：公害のない、良好な住環境の形成 対象：市民等 手段：啓発活動		
主な事業内容			
2015（平成27）年度～2018（平成30）年度		2019（平成31）年度～2022（平成34）年度	
○光化学注意報等の発令時の対応 ・県から発令が出た際、速やかに関係機関に連絡を行い、被害を未然に防ぐ ○深夜花火禁止条例に係る啓発等 ・6月中旬から9月上旬にかけて海岸付近の2か所に啓発の横断幕を掲げる ・夏休み期間の金曜土曜深夜から早朝にかけて警備及び啓発のための巡回を行う ○公害防止のための啓発活動（随時）		○光化学注意報等の発令時の対応 ・県から発令が出た際、速やかに関係機関に連絡を行い、被害を未然に防ぐ ○深夜花火禁止条例に係る啓発等 ・6月中旬から9月上旬にかけて海岸付近の2か所に啓発の横断幕を掲げる ・夏休み期間の金、土曜日深夜から早朝にかけて警備及び啓発のための巡回を行う ○公害防止のための啓発活動（随時）	
目標【2018（平成30）年度】		現状【2014（平成26）年度末】	
関係法令の基準を下回っている		関係法令の基準を下回っている	
目標【2022（平成34）年度】		現状【2017（平成29）年度末】	
関係法令の基準を下回っている		関係法令の基準を下回っている	

○深夜花火等巡回業務委託は廃止とする。

『平成31年度以降の財政対策プログラム事務事業実施方針』より抜粋

【2】『公害調査測定事業』

事業名	公害調査測定事業	所管名	資源循環課
事業概要	目的：公害のない、良好な生活環境の形成 対象：公害の発生源 手段：届出の受付、立入・測定等の調査、自動車騒音常時監視業務		
主な事業内容			
2015（平成27）年度～2018（平成30）年度		2019（平成31）年度～2022（平成34）年度	
○自動車騒音常時監視業務（騒音規制法の規定による事務） ・毎年実施 ○公害発生時の調査・改善（随時） ○公害法規に係る許認可事務（随時）		○自動車騒音常時監視業務（騒音規制法の規定による事務） ・毎年実施 ○公害発生時の調査・改善（随時） ○公害法規に係る許認可事務（随時）	
目標【2018（平成30）年度】		現状【2014（平成26）年度末】	
関係法令の基準を下回っている		関係法令の基準を下回っている	
目標【2022（平成34）年度】		現状【2017（平成29）年度末】	
関係法令の基準を下回っている		関係法令の基準を下回っている	

【3】『歩行者と自転車を優先するまち推進事業』（リーディング事業）

事業名	歩行者と自転車を優先するまち推進事業	所管名	環境都市課
事業概要	<p>目的：安全で快適な歩行空間を創出する。適切な自転車利用ができる環境づくり。公共交通アクセス手段の向上。自動車に頼りすぎない仕組みづくりの実現。</p> <p>対象：歩行者、自転車、公共交通、自動車など市内の道路を利用する者及び市民、警察、行政、商店会、交通事業者などの関係機関等</p> <p>手段：歩行空間における支障物の解消、歩行者優先の周知・啓発活動、楽しんで歩ける環境づくり。自転車利用環境の向上、ルール・マナーの効果的な周知と啓発、自転車を楽しむ風土づくり。公共交通の利用促進。車の利用方法の見直し。地域主体のコミュニティバス等の導入に係る研究及び運行に向けた支援。</p>		
主な事業内容			
2015（平成27）年度～2018（平成30）年度		2019（平成31）年度～2022（平成34）年度	
<ul style="list-style-type: none"> ○JR逗子駅前周辺地区重点プログラムの実施 ○自転車利用のルール、マナーの徹底した周知 ○歩行者と自転車のまちづくりニュース全戸配布 ○カーフリーデー※の実施（共催） ○地域主体のコミュニティバス等の研究・導入手引きの検討 		<ul style="list-style-type: none"> ○JR逗子駅前周辺地区重点プログラムの実施 ○自転車利用のルール、マナーの徹底した周知 ○歩行者と自転車のまちづくりニュース全戸配布 ○カーフリーデーの実施（共催） ○地域主体のコミュニティバス等の運行に向けた支援 	
目標【2018（平成30）年度】		現状【2014（平成26）年度末】	
限られた道路空間における、歩行者・自転車・自動車の共存方法の具体的な方策が示されている。		アクションプランを策定した。	
目標【2022（平成34）年度】		現状【2017（平成29）年度末】	
限られた道路空間における、歩行者・自転車・自動車の共存の方策が実施されている。		アクションプランを策定した。	

※一日一定エリア内へのマイカーの通行規制を行い、市民が車のない都市環境を体験することで、街での車の使い方、交通行動を考える機会にしようというもの。

○予算なし。

『平成31年度以降の財政対策プログラム事務事業実施方針』より抜粋